

神奈川県行政書士会 会員各位

実務参考図書特別価格あっせんの特

日本加除出版株式会社

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社刊行書籍をご愛顧くださりまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社より、実務に役立つ書籍として、下記の書籍を特別価格にて提供させていただく運びとなりました。ご注文につきましては、下記オンライン申込書又は、本FAX申込書にてお申込みくだされば幸いに存じます。

謹白

【送料無料・特別価格】 オンライン申込

※オンラインでご注文の場合、下記URLを入力、またはQRコードを読み込み、申込書画面に進んでください。

オンライン注文ページ ※お申し込み期限:2月24日(金)	https://forms.gle/3nxEMQxBsgvyERT89	
---------------------------------	---	---

【送料無料・特別価格】 FAX申込書

注文先 FAX番号	FAX (03)3953-2061 (日本加除出版 営業部)
--------------	-----------------------------------

*【お届け先】を必ずご記入ください。

*書籍到着後、同封の振込用紙にてお支払いください。

*ご注文確認後、4~5営業日で発送いたします。

	書名				定価(税込)	特価(税込)	申込数
①	注解・判例 出入国管理実務六法 令和5年版	2022年11月刊	50003	5入管	7,150円	6,440円	
②	第6版 よくわかる入管手続	2022年6月刊	40229	入実	6,050円	5,450円	
③	代襲相続・再転相続・数次相続の法律と実務	2022年11月刊	40925	数相	3,080円	2,770円	
④	事例でわかる 生前贈与の税務と法務	2022年8月刊	40912	生前贈与	4,620円	4,160円	
⑤	全訂第三版補訂 相続における戸籍の見方と登記手続	2022年4月刊	40039	相戸	15,400円	13,860円	
⑥	第4版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務	2021年12月刊	40394	遺分	5,060円	4,550円	
⑦	戸籍実務のための孤独死・行旅死亡人・身寄りのない高齢者等における死亡届の手引き	2022年7月刊	40921	孤独届	2,420円	2,180円	
⑧	不貞行為に関する裁判例の分析	2022年4月刊	40900	貞算	4,950円	4,460円	
⑨	こんなときどうする? Q&A処分の難しい不動産を整理するための法律実務	2022年7月刊	40913	不整理	3,300円	2,970円	
⑩	Q&A実務家のためのYouTube法務の手引き	2022年10月刊	40933	YOU	3,190円	2,870円	
⑪	第3版 旧市町村名便覧	2022年5月刊	40167	旧便	8,360円	7,520円	
⑫	第3版 これだけは知っておきたい 公用文の書き方・用字用語例集	2022年10月刊	40442	公用文	2,970円	2,670円	

◎お届け先

NO. 111141

(フリガナ)	Tel :	—	—
お名前 :	Fax :	—	—
ご住所 : 〒			

※ご記入いただきました個人情報は、ご注文商品の発送、お支払い確認等の連絡及び日本加除出版株式会社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査等)以外の目的には利用いたしません。

お問合せ先

 日本加除出版株式会社

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061

営業時間: 月~金(祝日除く) 9:00-17:00

www.kajo.co.jp

出入国管理に関する唯一の法令集！

注解・判例

出入国管理実務六法 令和5年版

出入国管理法令研究会 編

2022年11月刊 A5判上製箱入 1,936頁(予定) 定価7,150円(本体6,500円) 978-4-8178-4845-1 商品番号:50003 略号:5入管

最新の法改正に対応！

- ✓ 令和3年6月16日法律第69号による「出入国管理及び難民認定法」改正(施行日:令和4年3月15日)
- ✓ 令和4年3月31日法律第12号による「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」改正
- ✓ 令和4年法務省告示第43号、85号、86号、87号、95号、96号、153号、167号などによる改正
- ✓ 令和4年3月9日法務省令第8号により「出入国管理及び難民認定法施行規則」の本文及び別記様式の改正

【主な収録内容】

基本法令には参照条文、逐条解説及び参考判例要旨を付しています！

◆ 充実の法令・参考情報

出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法には、条文ごとに趣旨や解釈及び現行の運用等の解説を掲載。また、関係する重要な判例要旨及び参照条文も掲載。

◆ 50以上の出入国管理に関する告示を収録。

◆ 出入国管理及び難民認定法施行規則の別記様式すべて収録。

【上陸の拒否の特例】
第五条の二、法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないことができる。

【解説】
〔法務省令〕 入管法施行規則四の二②、別記一様式
1 平成二十一年の改正により新設された規定である。上陸の申請をした外国人に一定の類型の上陸拒否事由が生じた場合は、上陸の許可をしない期間が経過して、審理、法務大臣に経なければ上陸が合で、かつ法務大臣が

【判例】
○ 控訴人は、既に本件処分に係る退去強制令書の執行を受けて本国に送還されたものであつて、現に、本邦に在留しているわけではないし、退去強制令書に基づき取容を受けているわけでもないから、本件裁決及び本件処分の取消しによつて、退去強制令書に基づく取容から放免されたり、国外への退去を強制されないという法的地位を回復する余地はない。これに対し、控訴人は、上陸拒否の特例及び仮上陸の許可の制度によつて、本邦への上陸を拒否されない可能性があるから、本件裁決及び本件処分の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有すると主張する。しかし、上記各制度は、本件裁決及び本件処分の効力と関わりのない別個のものである上、仮に、これらの効力が消滅することにより「相当と認めるとき」や「特に必要があると認める場合」の要件を満たす余地が大きくなり得るとしても、そもそも控訴人が再入国の許可等を受けず、かつ、上陸拒否事由に当



簡単で分かりやすい入管手続の手引書！ 在留資格ごとの概要と必要書類が表で理解できる！ 技能実習法と特定技能制度の解説も反映！



よくわかる 入管手続

基礎知識・申請実務と相談事例

佐野秀雄・佐野誠 著

2022年6月刊 A5判 556頁 定価6,050円(本体5,500円) 978-4-8178-4806-2 商品番号:40229 略号:入実

第1編 入管法を知るための基礎知識	第5編 入管手続の相談事例 Q & A
第1章 入管法を知るために(基礎知識) ～入管法の基本を押さえておこう～	1 「経営・管理」12問
第2編 申請手続の基礎知識	2 「技術・人文知識・国際業務」15問
第1章 上陸手続	3 「企業内転勤」7問
第2章 在留手続(外国人が日本に在留するための手続等)	4 「興行」4問/5 「技能」9問
第3編 在留資格ごとの基準と必要書類	6 「短期滞在」4問/7 「研修」「技能実習」5問
第1章 就労が認められる在留資格	8 「家族滞在」6問/9 「特定活動」5問
第2章 原則として就労が認められない在留資格	10 「永住者」13問/11 「日本人の配偶者等」13問
第3章 個別の許可を内容とする在留資格	12 「定住者」4問
第4章 就労活動に制限のない在留資格	13 「不法滞在と手続 (在留特別許可, 上陸特別許可を含む。)」11問
第4編 帰化申請を知るために	14 「帰化」9問

⑤ 在留期間更新許可申請の必要書類

1. パスポート	基本提示
2. 在留カード(有効期限内の旧外国人登録証明書)	基本提示
3. 申請人(外国人)の顔写真	1枚
4. 次のいずれかを、具体的な活動の内容、期間を証する文書	1通
日本に滞在する期間	
(1) 在職証明書	1通
(2) 雇用契約書の写し	1通
(3) 上記1)~2)に準ずる文書	1通
5. 興行に係る契約書の写し	1通
6. 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)	各1通
7. 前回の申請時から出願施設等に変更が生じた場合は、変更後の出願施設等の概要を明らかにする資料	1通
8. 活動日程表	1通
9. 在留期間更新許可申請書	1通
① 申請人等作成用1~4	〇(別行)

※1 申請取消の場合には、在留カード(有効期限内の旧外国人登録証明書)の表・裏のコピーを提出。
※2 表4の「様式」は、申請前3か月以内に正面から撮影された無垢、無背景で鮮明なもの。写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に添付してください。
※3 ①には、興行契約書の他、契約期間と出願施設を運営する機関との関係する契約書等も含まれます。
※4 ①に任まの住民税・市税等・役場から発行されるもので、1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。1年間の総所得及び納税状況の両方が記載されている証明書であれば、

在留資格ごとに概要や必要書類、よくある事例等を図表を交えて解説。

Q 再技能実習
日本で鉄工所を営む経営者です。現在、数名の技能実習生を受け入れています。そのうちの1名が非常に優秀であるため、正社員として雇用したいと思いますが、このようなケースで許可される可能性はあるのでしょうか？
また、もし可能性が少ない場合には、もう一度技能実習生として呼び寄せることは可能でしょうか？

Q 事業協同組合を通じた技能実習生の招へい
当社は沼津市にある水産加工の会社です。従業員は15名で水産物の加工工場を3つ持っていますが、人手不足で困っています。そこで、何とか外国人の技能実習生を呼びたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

Q 高度専門職からの永住権の取得
現在は経営・管理の在留資格1年です。高度専門職1号/Aへの在留資格変更を考えており、ポイントを満たしていれば5年、永住も簡単になるそうですが、年収を倍にすれば許可になりますか。

Q 翻訳・通訳業務での高度専門職への変更
現在は技術・人文知識・国際業務の在留資格で翻訳・通訳の仕事をしております。高度専門職1号口のポイントが80ポイントを超えているので永住を申請したいのですが可能でしょうか。

Q コロナ禍での国際結婚
以前はお互いの国を行き来していたのですが、コロナ禍でしばらく会えなくなりました。日本人の配偶者等の在留資格があれば、特段の事情により入国ができる可能性があるかと聞きましたが、結婚をするにも相手の国に行くこともできません。両国で結婚できるようになるまで待つべきでしょうか。

Q 入国時の外国人配偶者の就労
国際結婚をして17年、アメリカで暮らしておりました。コロナの影響もあり、日本で暮らしたいと思うようになりました。夫が日本人の配偶者等の在留資格を取るには日本で仕事がないといけないのでしょうか。

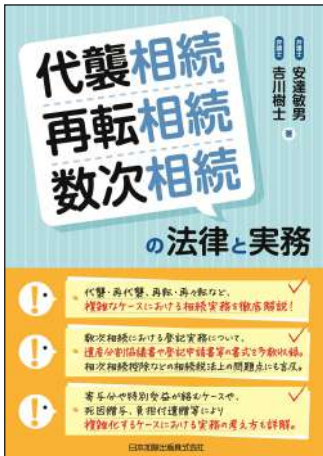
Q 難民申請中の日本人との婚姻
オーバステイで捕まったので嘘の難民認定申請をしてしまいました。日本人と結婚するのですが、在留特別許可の可能性はあるのでしょうか。

Q 難民申請者との国際結婚
難民認定申請をして特定活動をもっている彼と結婚しました。日本人の配偶者等の在留資格は得られるのでしょうか。

相談事例を元にした具体的
Q & A 117を収録!



実務が複雑になる「代襲・再転・数次相続」に 焦点を当てて徹底解説！



代襲相続・再転相続・ 数次相続の法律と実務

弁護士 安達敏男・吉川樹士 著

2022年11月刊 A5判 260頁 定価3,080円(本体2,800円)

978-4-8178-4841-3 販促番号：40925 略号：数相

実務で避けては通れない 相続人の死亡 が関わる相続をまとめて解説！

- ☑ 代襲・再代襲、再転・再々転など、**複雑なケースにおける相続実務を徹底解説！**
- ☑ 数次相続における登記実務について、**遺産分割協議書や登記申請書等の書式を多数収録。**
また、相次相続控除などの相続税法上の問題点にも言及。
- ☑ 寄与分や特別受益が絡むケースや、
死因贈与、負担付遺贈等により**複雑化するケースにおける実務の考え方も詳解。**
- ☑ 初任者向けの入門書としても、実務における手引きとしても活用できる**コンパクトな構成。**

第1章 代襲相続（相続人・相続分確定 総論）

- Q1 法定相続人の相続順位とその相続分の割合
- Q2 代襲相続
- Q3 特別受益と代襲相続の関係
- Q4 民法904条の2規定の寄与及び代襲相続の関係、並びに民法1050条規定の特別の寄与制度（相続人以外の者の貢献を考慮するための制度）の概説
- Q5 相続させる旨の遺言・相続分の指定と代襲相続の関係
- Q6 相続の承認・放棄

第2章 再転相続

- Q7 再転相続1：通則
- Q8 再転相続2：狭義の再転相続
- Q9 再転相続3：「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」の意味

- Q10 広義の再転相続における各相続人と各相続人の相続分の確定1（再転相続が2回の場合）
- Q11 広義の再転相続における各相続人と各相続人の相続分の確定2（再転相続が3回の場合）
- Q12 広義の再転相続における各相続人と各相続人の相続分の確定3（再転相続が4回の場合）
- Q13 再転相続に類似する相続形態（祖父Aよりも父Bが先に死亡した場合の相続形態）

第3章 数次相続（登記実務、相続税実務 における扱い）

- Q14 数次相続1：通則
- Q15 数次相続2：数次相続による一括の登記申請書の記載例（いわゆる中間省略の登記の基本形）
- Q16 数次相続3：数次相続による複数の登記申請書の記載例
- Q17 数次相続4：数次相続と代襲相続が混じった事案

- Q18 数次相続5：数次相続（家督相続を含む。）による一括の登記申請書の記載例
- Q19 相続税法における相次相続控除（税額控除）
- Q20 配偶者の税額軽減の特例と第1次・第2次相続全体の相続税額との関係

第4章 死因贈与・負担付遺贈

- Q21 死因贈与と遺贈の相違点
- Q22 死因贈与と契約書の作成方法等
- Q23 死因贈与の撤回と民法1022条、1023条の準用
- Q24 死因贈与の目的である預金債権の譲渡禁止特約
- Q25 負担付遺贈の問題点

実務に即したコラムを
随所に収録！



最新版

令和4年税制改正、令和3年民法・不動産登記法改正を反映
46の事例と多数の図表でわかりやすく解説

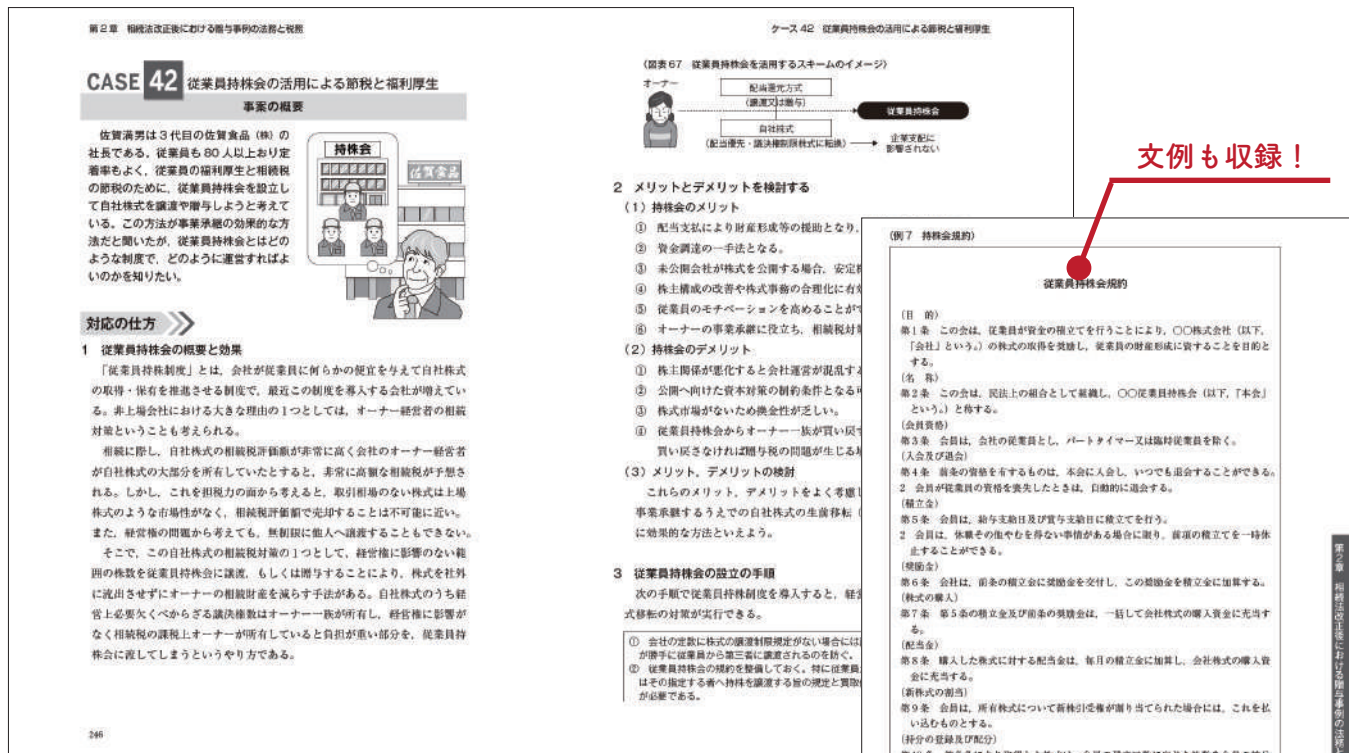


事例でわかる 生前贈与の 税務と法務

税理士 坪多晶子・弁護士 坪多聡美 著

2022年8月刊 B5判 352頁 定価4,620円(本体4,200円) 978-4-8178-4820-8 商品番号:40912 略号:生前贈与

- 税理士と弁護士にとって必要な生前贈与の最新情報を、46の事例、法改正に関する6の最新情報、多数の図表、文例見本でわかりやすく解説。
- 相続税と贈与税の一体課税の前後どちらにも効果ある贈与について、税法・民法の両面からわかりやすく解説。
- 計算の根拠、知っておくべき通達、裁判例も豊富に記載。



【実務のチェックポイントをわかりやすく解説】

- ✓会社を活用し不動産を贈与する方法
- ✓従業員持株会の活用による節税と福利厚生
- ✓増資後の後継者への株式贈与の注意点
- ✓自社株の民法特例と納税猶予
- ✓代表者交替に伴う株式移転のポイント
- ✓相続した土地を国庫に帰属させる方法の創設



日本加除出版

TEL:03-3953-5642

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 FAX:03-3953-2061 (営業部)

www.kajo.co.jp

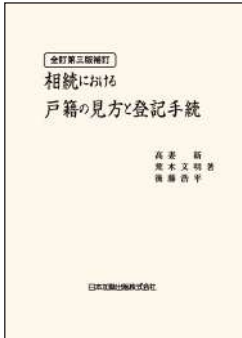
ツイッターID: @nihonkajo



本書は2021年11月に刊行しました「全訂第三版 相続における戸籍の見方と登記手続」(以下「全訂第三版」)において、一部誤った記載があることから、全面的に見直し、加筆修正し、改稿をしたものとなります。「全訂第三版」をお買い上げいただいた方にはご迷惑をおかけしたこと、改めてお詫び申し上げます。「全訂第三版」をお買い上げいただいた方には交換対応(無償)をさせて頂いております。交換に関する詳細につきましては右記二次元コードよりご確認ください。



昭和61年の初版以降、実務家から絶大な支持を得て 版を重ねるロングセラー。10年ぶり、待望の改訂版!



全訂第三版補訂 相続における 戸籍の見方と登記手続

高妻新・荒木文明・後藤浩平 著

2022年4月刊 A5判上製箱入 1,624頁 定価15,400円(本体14,000円) 978-4-8178-4797-3 商品番号:40039 略号:相戸

読者の声



司法書士

少し込み入った相続手続きの時にいつもお世話になっています。全訂第二版も付箋だらけになって、付箋の頁を見ると苦勞した受託業務の記憶がよみがえってきます。



行政書士

何冊か購入していますが、とても役に立っています。講師をする時などは特に役立ちます。裏付けがあると安心して講義ができます。



法務局職員

現行相続法に加えて、旧法の解説も詳しいので、法務局職員として必要な知識の習得には格好の教材です。



税理士

養子縁組・解消を何回も複雑に行っている戸籍を見た時、見方がわからなかったのがこの本が非常に参考になって、相続人の関係図が作れた思い出があります。



地方公務員

用地買収の際の相続人調査とその後の戸籍関係での相続人等の調査の参考書として利用しました。これ以上の参考書はないと思っています。

【本書のポイント】

- 相続適格者認定上必須の戸籍の見方を、ひな形、図表とともに191問のQ&Aでわかりやすく解説。
- 相続登記について、申請書等のひな形を示してわかりやすく解説した53事例を収録。
- 事項索引を収録。

【改訂のポイント】

- 未成年後見制度の見直しや嫡出でない子の相続分を嫡出子と相等しいものとする「民法等の一部を改正する法律」及び「家事事件手続法」の施行等について反映。
- 新たに「第7 法定相続情報証明制度における被相続人と相続人の戸籍」を設け、制度全般と相続手続等について詳細に解説。
- 戸籍のコンピュータ化に伴い、遺産分割協議書やその他の書類が必要となる登記手続は、従来の手続が一部変更されるため、登記解説部分(第8~第10)にそれらを反映。

第1 戸籍の様式・編製と改製・再製

- 1 旧法戸籍と現行戸籍
- 2 改製原戸籍と改製後の戸籍
- 3 再製原戸(除)籍と再製後の戸(除)籍

第2 戸籍簿・除籍簿等の保存期間と謄抄本の請求方法

第3 相続適格者認定上の基本的事項

- 1 被相続人、相続人の戸籍調査の基準
- 2 準拠法となる親族法・相続法・戸籍法規
- 3 相続開始と戸籍の記載
- 4 相続人となるべき者の範囲
- 5 相続欠格者、相続被廃除者と戸籍の記載
- 6 相続分と相続資格の重複
- 7 旧法にかかる新法後の相続特例等
- 8 戸籍上と他の書面上における被相続人及び相続人の同一性確認方法

第4 被相続人と相続人の戸籍

- 1 実親子関係の戸籍 一出生子の入籍戸籍の類例(旧法・新法)
- 2 養親子関係の戸籍 一発生・継続・消滅の類例(旧法・新法)
- 3 継親子関係、嫡母・庶子関係の戸籍 一発生・継続・消滅の類例(旧法)

第5 法定・任意の代理人等の資格を証する戸籍・登記

- 1 親権に服する子の戸籍
- 2 未成年被後見人の戸籍
- 3 新しい成年後見制度と従前の禁治産者・準禁治産者の戸籍

第6 氏名の変更を証する戸籍

- 1 認知準正による氏変更の戸籍
- 2 縁組、婚姻等による氏変更の戸籍
- 3 子の氏変更の戸籍
- 4 国籍取得者の氏取得の戸籍
- 5 離婚復氏者の婚氏を称する戸籍
- 6 外国人と婚姻、離婚した者の氏変更の戸籍
- 7 通常の氏名変更の戸籍

第7 法定相続情報証明制度における被相続人と相続人の戸籍

第8 相続登記の添付情報と申請情報

(各種の相続関係説明図、遺産分割協議書、相続分不存在証明書、その他の添付情報及び申請情報)

- 1 被相続人の子(その代襲者)と配偶者が相続人である場合
- 2 被相続人の子(その代襲者)のみが相続人である場合
- 3 被相続人の直系尊属と配偶者が相続人である場合
- 4 被相続人の兄弟姉妹(その代襲者)と配偶者、又は兄弟姉妹(その代襲者)のみが相続人である場合
- 5 新法施行後の各種の数次相続の場合
- 6 旧法と新法にかかる各種の数次相続の場合
- 7 その他の相続を証する書面

第9 死因贈与・遺贈、負担付死因贈与・負担付贈与と登記手続

第10 相続関係の審判と登記手続

- 1 相続人の所在不明の場合
- 2 相続人の不存在の場合
- 3 遺産の審判分割の場合

事項索引

改正相続法、令和3年改正民法・不動産登記法
を踏まえた最新の実務を詳解。

【第4版】

家庭裁判所における

遺産分割・遺留分の実務

実務現場での
圧倒的
ロングセラー
待望の完全版！

片岡 武（弁護士、元東京家庭裁判所部総括判事）

管野真一（盛岡簡易裁判所主任書記官）

【編著】

2021年12月刊 A5判 664頁 定価5,060円（本体4,600円）978-4-8178-4755-3 商品番号：40394 略号：遺分

第4版の改訂ポイント

- 改正法と家裁実務をさらに深く丁寧に掘り下げる。
- 第1編第2編を大幅改編。新法下の遺産分割調停、配偶者居住権、特別寄与料ほか遺留分制度など旧版より8章増加の全25章立て完全版。

2010年の初版発刊以来、実務現場で支持され続ける本書の特徴

- ① 実務運用の解説→設例解説→裁判例紹介の内容構成で実務を詳解。
- ② 特に遺産分割調停にスポットを当て、留意点を丁寧に解説する唯一の書。
- ③ 深化した実務に対応し、紛争を解決へ導く確かな指標となる一冊。

【主な収録内容（★は大きく変更のあった部分です。）】

第1編 遺産分割

第1章 遺産分割手続

- 第1章 遺産分割総論
- ★第2章 遺産分割調停の運営の視点
- 第3章 相続人の範囲とその確定
- 第4章 相続分
- 第5章 相続分の変動
- 第6章 遺産の範囲
- 第7章 遺産の評価
- 第8章 特別受益
- 第9章 寄与分の確定（総論）
- 第10章 寄与分の確定
（寄与行為の態様ごとの検討）

- 第11章 具体的な相続分の算定
- ★第12章 配偶者居住権
- 第13章 具体的な分割方法
- 第2章 遺産分割に関連する手続
- ★第14章 相続開始後において遺産の範囲の変動をもたらす制度
- ★第15章 相続開始から分割までの遺産不動産の使用
- ★第16章 特別寄与料

第2編 遺言・遺留分等

- 第17章 遺言
- 第18章 遺贈
- 第19章 相続分の指定
- 第20章 遺産分割方法の指定
- ★第21章 特定財産承継遺言
- ★第22章 遺留分制度の概説
- ★第23章 遺留分の侵害
- ★第24章 遺留分侵害額請求権
- ★第25章 遺留分侵害額請求調停
- 参 考 遺産分割審判に対する不服申立て（抗告審における審理手続）

判例・先例・事項索引

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061（営業部） www.kajo.co.jp

この1冊で届出の取扱いの流れをマスター！
フローチャート、豊富な記載例ですぐ理解できる！



戸籍実務のための 孤独死・行旅死亡人・ 身寄りのない高齢者等 における死亡届の手引き

墓地埋葬法・埋火葬許可に関する解説付き

孤独死等戸籍実務研究会 編

2022年7月刊 B5判 164頁 定価2,420円(本体2,200円) 978-4-8178-4823-9 商品番号:40921 略号:孤独届

●『身寄りのない高齢者の死亡』や『孤独死』の事例を戸籍に反映させるための手続き、身元不明の『行旅死亡人』に関する戸籍法の手続きを解説。墓地埋葬法についても収録。

第1 親族等からの死亡届出が期待できない場合の死亡届出・報告・申出の手引き

1. はじめに / 2. 親族等からの死亡届出が期待できない場合の死亡届出・通知・申出のフローチャート / 3. 手続きの一覧表 / 4. ケース別の死亡手続き

第2 行旅死亡人取扱関係

1. はじめに / 2. 行旅死亡人等取扱いに当たっての心構え / 3. 行旅死亡人等取扱いの実施機関 / 4. 行旅死亡人等取扱いの流れ / 5. 行旅死亡人等取扱いの関係書類 / 6. 行旅死亡人身元判明時の措置 / 7. 引取者なき死胎の取扱い

第3 墓地埋葬法・埋火葬許可に関する解説

1. 「埋葬」「火葬」「焼骨」「改葬」「墳墓」「墓地」「納骨堂」「火葬場」とは(用語の定義) / 2. 市区町村の発行する「埋火葬許可証」「火葬許可証」という書面の意味 / 3. 死亡から納骨までの一般的な流れ(遺族の視点から) / 4. 死亡直後24時間は埋火葬できない理由 / 5. 埋火葬許可証の死因欄にある「一類感染症等」とは / 6. 新型コロナウイルス感染症による死亡における埋火葬許可証の死因欄はどうなるのか / 7. 分骨とは / 8. 「散骨」には許可は必要なのか / 9. 「樹木葬」ができる場所とは / 10. 改葬とは / 11. 改葬許可及びその許可権者とは / 12. 自宅安置するための焼骨の墳墓・納骨堂からの取出しは改葬に当たるか / 13. 墳墓・納骨堂から取り出した焼骨を自宅安置していたが、その後、埋蔵・収蔵することにしたときの改葬許可はすべきか / 14. 土葬した死体を火葬するには / 15. 海外で火葬した焼骨を国内で埋蔵・収蔵する





近時の東京地方裁判所における
不貞行為慰謝料に関する裁判例273件を分析！
慰謝料算定の相場や直近の実務傾向がわかる！

不貞行為に関する 裁判例の分析

慰謝料算定上の諸問題

大塚正之（弁護士、元千葉家庭裁判所判事）著

2022年4月刊 A5判 432頁 定価4,950円（本体4,500円） 978-4-8178-4787-4 商品番号：40900 略号：貞算

判例雑誌『家庭の法と裁判』での好評連載「不貞行為慰謝料に関する裁判例の分析」待望の書籍化！
新たに150件の裁判例の分析を追加し、平成27年～平成31年の約3年半にわたる、
東京地裁における不貞行為慰謝料に関する裁判例から、直近の実務傾向等を分析。

- 慰謝料額の算定に影響を与えた事情・要素について様々な角度から分析！
- 実務家が留意・工夫すべき論点（故意過失の主張立証や調査費用の請求など）に応じて裁判例を分析しているため、全体の傾向からみたポイントがわかりやすい！
- 不貞発覚の端緒や当事者の関係性、証拠資料など、事例の細部まで把握できる！

【目次】

序章

第1部 不貞行為慰謝料に関する裁判例 （平成27年10月～平成28年9月）の分析

- 第1 不貞行為慰謝料に関する裁判例の概要
- 第2 不貞行為の有無
- 第3 婚姻関係破綻の有無
- 第4 婚姻関係の存在及び破綻についての相手方の故意過失
- 第5 被告による分類Ⅰ
（配偶者と相手方の双方を共同被告とする場合）
- 第6 被告による分類Ⅱ（配偶者のみを被告とする場合）
- 第7 被告による分類Ⅲ（相手方のみを被告とする場合）
- 第8 まとめ

第2部 不貞行為慰謝料に関する裁判例 （平成28年12月～平成31年2月）の分析

- 第1 不貞行為慰謝料に関する裁判例の概要
- 第2 不貞行為の有無
- 第3 婚姻関係破綻の有無
- 第4 婚姻関係の存在及び破綻についての相手方の故意過失
- 第5 慰謝料額及びその他の論点

第3部 不貞行為慰謝料を巡る諸問題

- 第1 最高裁判所平成31年2月19日第三小法廷判決の影響
- 第2 不貞行為慰謝料を巡る諸問題
- 第3 まとめ

掲載事例（裁判例）一覧
表一覧

（四）不貞行為を認定しなかったケース
そこで、次に、配偶者の自白がありながら、不貞行為の認定ができな
いとされた事例について検討する。

事例A9は、妻が不貞行為の相手方とされる者との間で交わしたメモにラ
ブホテルの記載があることから、原告が妻を追求し、その結果、妻が不貞を
認めたとして、妻及び相手方に賠償を求めたケースである。妻は、相手方の
性交渉の要求に対し、これを無視することはできず、メモを作成したこと、
原告である夫から、そのメモについて自白を求められ、夫の誘導するどおりに
供述するに至ったことを認定し、その供述には信用性がないとして、不貞
行為の有無を争った。

【表2-31】 認容金額と判断要素比較表（A類型）

No.	認容金額 (万円)	婚姻期間 (年)	円満度	不貞期間	悪質性	破壊度	未成年子 (人)	代理人	共同不法 行為
1	300	14	3	14年	3	3	2	××	○
2	200	21	3	18年	2	3	3	○○	○
4	200	17	3	1年	2	3	2	○○	○
5	200	6	3	2年	2	2	1	○○	○
6	180	31	3	1年	3	2	0	○×	○
7	150	6	1	1年	2	2	1	○○	○
8	150	17	2	8か月	2	3	0	○○	○

① 婚姻期間

婚姻から不貞行為までの年数と金額の関係を見ると、表2-31の「認
容金額」欄と「婚姻期間」欄記載のとおりである。

多くの裁判例は慰謝料額の認定欄に考慮要素として婚姻期間を記載し
ているのは半数程度である。

各論点に関する判断などを
一覧できるよう工夫！



共有地の分割、私道や袋地、不動産の瑕疵など、 「負」動産問題解決の糸口を、ケーススタディで把握できる！



こんなときどうする？

Q&A 処分の難しい不動産を整理するための法律実務

負動産にしないための法的アプローチ

弁護士 関口康晴・町田裕紀 著

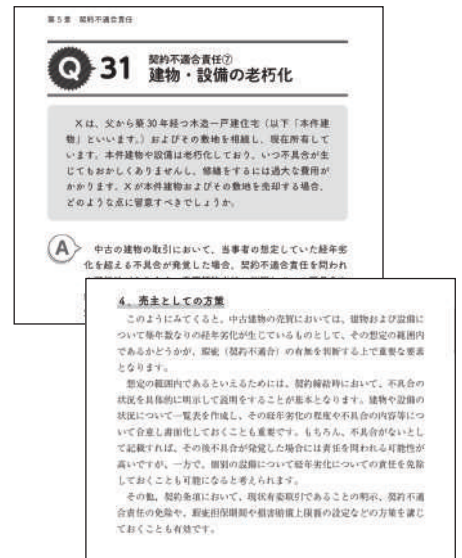
2022年7月刊 A5判 288頁 定価3,300円(本体3,000円) 978-4-8178-4817-8 商品番号:40913 略号:不整理

- 法的な問題によって**処分困難な不動産**の処分方法を、具体的事例をもとに検討。
(例えばこんなケースを収録)



兄弟で相続した不動産だけど放棄したい…
土地・建物自体に問題が…どんな対処法がある？
相続した不動産に地代の滞納金があると発覚した…

- 「所有者の**高齢化**」「**共有不動産**」「**私道や袋地**」「**不動産の瑕疵**」「**再開発**」など、様々なケースを想定。
- 参考となる**文献や裁判例**、調査事項の**具体的な調査方法**等を豊富に盛り込んだ、わかりやすい解説。
- Q&Aには入りきれない不動産実務についての経験を**コラム**にて収録。



内容紹介

第1章 行為能力

—当事者の行為能力が問題となる場合

Q1 不動産の処分と行為能力

第2章 共有物分割

—共有している不動産を分割する(したい)場合

Q2 総論

Q3 現物分割における登記手続と賃借人および
抵当権者との関係

Q4 現物分割における区分所有権の活用

Q5 全面的価格賠償の方法による共有物分割

Q6 離婚と共有物分割

Q7 共有物分割と権利濫用

Q8 共有持分放棄

Q9 共有者の所在不明

第3章 遺産共有関係の解消

—複数人で不動産を相続する(した)場合の問題

Q10 相続人が行方不明・制限行為能力者の場合における遺産分割協議

Q11 遺産分割の方法と遺産である不動産の評価

Q12 賃貸不動産の遺産分割

Q13 賃借不動産の遺産分割

Q14 相続分の放棄

Q15 遺言と異なる遺産分割

Q16 固有の共有持分処分も含めた遺産分割

Q17 共有持分の他の共有持分の解消

第4章 売却困難な事情または利害関係人の存在

—権利調整が必要である等売却困難な事情がある場合

Q18 配偶者居住権の設定された不動産の処分

Q19 区分所有建物における滞納金の承継

Q20 敷地利用権のない専有部分の売却

Q21 借地権の売却

Q22 土地の賃借人・転借人(未登記建物との対抗関係、背信的悪意)

Q23 建物賃借人がいる不動産の処分

Q24 任意売却

第5章 契約不適合責任

—処分時に契約不適合となりうる事情がある場合

Q25 総論

Q26 軟弱地盤

Q27 水害

Q28 地中埋設物

Q29 油・土壌汚染

Q30 接道要件

Q31 建物・設備の老朽化

Q32 雨漏り・漏水

Q33 生物

Q34 殺人・自殺

第6章 相隣関係

—隣地所有者と権利調整が必要である場合

Q35 私道(掘削承諾)

Q36 袋地

Q37 境界未確定

Q38 越境

第7章 再開発

—再開発に関係する土地の場合

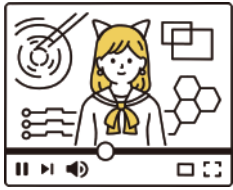
Q39 道路予定地

Q40 農地

Q41 都市再開発

Q42 土地区画整理





YouTuber・VTuber・広報動画には
法務サポートが必要です！

弁護士
企業・自治体
広報担当者
必読！



Q&A 実務家のための

YouTube

法務の手引き

弁護士 河瀬 季 著

2022年10月刊 A5判 272頁 定価3,190円(本体2,900円) 978-4-8178-4849-9 略号:YOU 商品コード:40933

▶ 弁護士が、動画配信や生放送など「YouTube」に関わる相談に応えるための実務書が登場！

「どのような内容のコンテンツを公開すると法的問題が発生するのか」

「どのような条件等で契約を行うか」

→ **炎上防止・トラブル回避がこの1冊からはじめられる！**



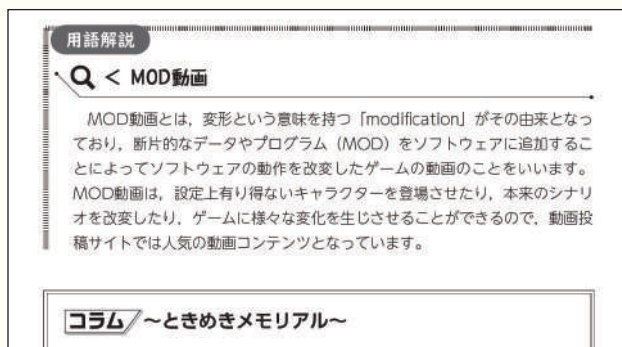
▶ 本書のポイント

▶ YouTuber のビジネスモデルを解説

収益構造、金銭管理、企業案件 など、動画が
どのように事業化されているのかがわかる。

▶ 用語解説も充実

「歌ってみた」をはじめ、「YouTube」業界ならではの
知識やジャンル固有の事情も紹介。



▶ YouTube 利用規約を踏まえた内容

法律面だけでなく、**YouTube の規約ではどのような
点に留意すべきか** 具体的に理解できる。

▶ 契約書のひな形を収録

「**VTuber の事業譲渡の際の契約書**」など、すぐに
利用できる条項例を掲載。

- ・動画編集の代行依頼
- ・YouTuber と事務所が締結する契約
- ・VTuber チャンネルの事業譲渡
- ・企業案件における業務委託契約
...など

**実務に
役立つ！**

【条項例1 事業譲渡の対象となる譲渡財産に関する条項】

第〇条 (譲渡財産)

1. 本契約に関して譲渡される財産の内容は、以下の通り（以下「譲渡財産」という。）とする。
 - (1) 本件キャラクターの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、特許権、実用新案権、商標権、パブリシティ権その他の一切の知的財産権（以下、単に「知的財産権」という。）
 - (2) YouTubeチャンネル（<https://www.youtube.com/〇〇〇/>）に関連する一切の権利
 - (3) 本件キャラクターに関するSNSアカウント（Twitter：<https://twitter.com/〇〇〇>、Instagram：<https://www.instagram.com/〇〇〇/>）に関連する一切の権利
 - (4) 第1号で規定される権利のほか、甲が保有する本件キャラクターに関連する一切の権利
 - (5) 本件キャラクターに関連する一切のグッズ及び商品

▶ 著者プロフィール

弁護士法人モリス法律事務所代表弁護士。ITエンジニア、IT企業経営を経て、東京大学大学院法学政治学研究科を修了し、弁護士資格を取得。
著作：『デジタル・タワー』（自由国民社、2017）（NHK土曜ドラマ「デジタル・タワー」原案）、『ITエンジニアのやさしい法律Q&A』（技術評論社、2020）
『IT弁護士さん、YouTubeの法律と規約について教えてください』（祥伝社、2022）など。



消滅または改称した市町村の現市町村名を一発検索！ 16年ぶり、待望の改訂版



第3版 旧市町村名便覧

明治22年から現在まで（令和4年4月1日現在）

日本加除出版株式会社編集部 編

2022年5月刊 B5判 800頁 定価8,360円（本体7,600円）978-4-8178-4794-2 商品番号：40167 略号：旧便

- 「市制町村制」（明治21年4月25日法律第1号）を起源とし、以降廃置分合等により消滅あるいは改称した旧市町村名（約16,000件）を50音順に収録。旧版「新版旧市町村名便覧（2006年10月）」以降の変更内容を追加した16年ぶりの改訂版。
- 旧市町村の存在期間の明確な年時を確認できる変遷経緯も掲載。
- 読み方のわからない旧市町村名も簡単に調べられるよう部首別画数順索引も収録。

旧市町村名	変遷経緯	現市町村名 市町村コード
こず	古都村	（岡山） 東区 33103
	昭28・2・1 合併市制 西大寺市 昭44・2・18 編入 岡山市 平21・4・1 区制	
こすがや	小鈴谷村	（愛知） 常滑市 23216 美浜町 23446
	昭27・7・1 町制 小鈴谷町 昭32・3・31 編入 常滑市 【大字上野間を除く】 編入 美浜町 【大字上野間】	
こすぎ	小杉村	（新潟） 北区 15101 江南区 15104
	明34・11・1 合併 横越村 平8・11・1 町制 横越町 平17・3・21 編入 新潟市 平19・4・1 区制	本文

画数	部首
	イ部
4	<ul style="list-style-type: none"> 仁ヶ村（新潟県西蒲原郡）424 仁上村（新潟県東頸城郡）424 仁万村（鳥根県瀬摩郡）440 仁井村（兵庫県津名郡）422 仁井田村（秋田県河辺郡）423 仁井田村（福島県安達郡）423 仁井田村（福島県岩瀬郡）423 仁井田村（高知県高岡郡）423 仁位村（長崎県下県郡）422

部首別画数順索引



〇〇市は、
合併で何市になったの？

〇〇町はいつからいつまで存在していたの？
昔あった〇〇村の読み方がわからない

...そんな疑問を手早く解決！



実務に即した文例で 用法・使い分けがすぐに分かる！

第3版

これだけは知っておきたい

公用文の書き方・ 用字用語例集

元公証人 渡辺秀喜 著

2022年10月刊 B5判 276頁 定価2,970円(本体2,700円) 978-4-8178-4832-1 商品番号:40442 略号:公用文

- 「公用文作成の考え方」(令和4年1月7日文化審議会建議)対応！
- 間違いやすい&文章の分かりやすさに直結する「文章・構文」、「語句の使い方」、「表記」を、この一冊で整理できる。

公用文作成で迷ったらこの一冊！最新版では実務に役立つ項目を追加！

新規！ 「注意すべき言葉一覧」
差別語・不快語とその言い換え例を収録。知らずに使ってしまうことがないように、最終チェックに！

新規！ 「お役所言葉一覧」
「お役所言葉」といわれる公用文独特の言い回しについて言い換え例を提案。

注意すべき用語	使用の可否 望ましい表現	用語解説
あんま あんまさん	マッサージ師	職業名の「あんま」は差別語ではないが、「あんまさん」は税関障害者の前では使われている言葉である。使用しないのが相当である。
小使い 小使いさん	学校用務員	学校教育法施行規則第60条では「学校用務員は」と規定されている。併に「小使い」「小使いさん」と呼ばれたが、現在では蔑称表現であるので使用しない。
床屋 パーマ屋 〇〇屋	理髪店 美容店 美容室	八百屋・魚屋・風呂屋・床屋など蔑称語として「〇〇屋」が付く小売業やサービス業の多くは、日々の現金収入による小規模な職業であることから、「〇〇屋」は一段低く見下した蔑称表現とされる。使用には注意を要する。
どさ回り	地方選挙	売れない芸人が地方選挙をすることで、どさ回りの「どさ」は、最悪の事態であった「敗選」をひっくりかえした隠語。江戸や大阪で売れない芸人を「高成し」と侮辱した言葉とされる。
サラ金	消費者金融	「サラリーマン金融」を略した言葉で差別語ではないが、取り立てが最しく「サラ金」という言葉が頻りに使われるようになり、イメージが悪くなったとして、業界が「消費者金融」の使用を促し進めた。なお、法令用語としてサラ金や
ニコ	保育士	1999(平成11)年の「児童福祉法」の改正により、男女差のない中性的な職業名に改称された。
女流作家	作家	職業名を「女子〇〇」「〇〇マン」と男女で区別・強調する必要はない。この言葉を使うこと自体が「これは女性(男性)がする仕事」という固定観念を広めてしまうとして、男女差のない中性的な職業名への用語変更が行われている。また、「〇〇」は若い女性というイメージで使われる傾向があり、使わない方がよい。
女子アナ	アナウンサー	
女子高生	高校生	

〔さ行〕 要なる	⇒ より一層の/ますます
…されたい	⇒ …してください
…し得る	⇒ …することができる
…しかるに	⇒ …どころが、しかし
…しかるべく	⇒ 適切に/適正に/よしなに/適当に/正しく/当然に
支給する	⇒ 渡す/支払う
じくじたる思い・挫れたる思い	⇒ 悔やまれます
事情にかんがみ	⇒ 事情からして/事情を踏まえ/事情に思いをめぐらせ
支障のない	⇒ 差し支えない/問題のない/不都合はない
資する	⇒ …に役立てて/…に助成する
…する次第です	⇒ …します
…したく	⇒ …したいので/…したいと思っております
…してまいる	⇒ …する
若干の	⇒ いくつもの/多少の/わずかの
想起する	⇒ 引き起こす
事由	⇒ 理由
従前の	⇒ これまでの/以前のからの
周知徹底されたい	⇒ 全員にお知らせください
充当する	⇒ 充てる/割り当て
十有余年	⇒ 十有年
鑑賞できる	⇒ 見ることができ/御覧になれる
熟知の上	⇒ 理解を深めて/よく考えて
種々の	⇒ いろいろなる/さまざまな

用例・関連語・間違いやすい表記が一緒に分かる！

5 注意を要する用字用語等

(1) 「及び」・「並びに」
「AもBも」というように複数の語句を併合的に結合する接続詞である。二つ以上の並列的語句を併合するときには「及び」を用いる。

A, B及びC ⇨ A B C

(例) 公証人の配偶者、血親等内の親族、書記及び使用人(民法974条3号)

並列的語句が二語句となるときは、小さな数種の併合には「及び」を用い、大きな数種の併合には「並びに」を用いる。なお、「及び」のないところに「並びに」は使わない。

A 並びに B 及び C ⇨ A B C

(例) 最終費用並びに執行官の手数料並びにその職務の執行に要する費用の支払の猶予(民法83条1項1号)

もてあます	持て余す	動名	泣く子を持つて余す、糧を持つて余す(類)手に余る、退屈(影響力や支配力の及ぶ範囲、…という状態・状況で、物の下の通り)
もと	下	名	(法) 法の下の平等、ある条件の下で成立する、花の下で遊ぶ
	元	名	(物事) 物事の始まり、以前、互の場所、もとで 口は元、元の住所
	本	名	(元) (物事の根幹となる部分) 因縁の本を正す、本を断つ必要がある
	基	名	(基礎・土台・根拠) 資料を基にする、データを基に判断する
	もと	名	ケーキのもと ×茶
	もと	名	(複)
もとうけ	元請	名	
もとうけだけ	元受高	名	
もとうりぎょうしゃ	元売業者	名	(法)
もどかしい	もどかしい	形	うまく行かなくてももどかしい(類)じれったい、歯がゆい
もどしいれ	戻入れ	名	(複)

